

一般廃棄物受入基準

区分	品目	性状及び形状等		
受け入れするもの（焼却施設）	家庭系ごみ	可燃ごみ	紙類	ダンボール、新聞、雑誌、ミックスペーパー等、資源化可能なものを除く。
			剪定枝	太さ10cm、長さ50cm以内に切断することとし、ごみ収集袋（90ℓ以内）に入れるか、紐で結んで搬入すること。結ぶ場合は、束の直径25cm以内とすること。 ※破碎の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。
			枯葉、雑草	ごみ収集袋（90ℓ以内）に入れること。
			生ごみ	
			木材類	太さ10cm、長さ50cm以内に切断することとし、ごみ収集袋（90ℓ以内）に入れるか、紐で結んで搬入すること。結ぶ場合は、束の直径25cm以内とすること。 ※破碎の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。 釘等は外すこと。
			板材	厚さ6cm、長さ50cm、幅20cm以内に切断すること。結ぶ場合は、破碎の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。 釘等は外すこと。
			ぬれた布、汚れたままの布・衣類	リサイクルできない布類
			ぬいぐるみ、座布団、綿入りの衣類	ぬいぐるみは50cm以内に切断すること。 座布団、綿入り衣類は縛らないこと。
			プラスチック製品	資源品目は除く。
			紙おむつ、生理用品	汚物は取り除くこと。
			革製品	
			カセットテープ、ビデオテープ、CD、MD、FD、レコード	
			タバコの吸殻	
			100円ライター	中のガスは使い切ること。
			ホース等の長尺物	長さ2m程度に切断すること。
			ブルーシート(ビニールシート、レジャーシート)、ござ等	2メートル四方以内に切断すること。
在宅医療廃棄物	鋭利でないもの（ビニールバッグ類、チューブ・カテーテル類、プラスチック注射筒(針なし)等)			

区分	品目	性状及び形状等
受け入れするもの（焼却施設）	事業系一般廃棄物 可燃ごみ（資源化可能なものを除く）	紙類 ダンボール、新聞、雑誌等、資源化可能なものを除く。 厚いダンボール紙等のロール芯を除く。 ※ロール紙については、別途協議
		剪定枝 太さ10cm、長さ50cm以内に切断することとし、ごみ収集袋（90ℓ以内）に入れるか、紐で結ぶこと。結ぶ場合は、束の直径25cm以内とすること。 ※破碎の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。
		枯葉、雑草 ごみ収集袋（90ℓ以内）に入れること。
		木材類 太さ10cm、長さ50cm以内に切断することとし、ごみ収集袋（90ℓ以内）に入れるか、紐で結ぶこと。結ぶ場合は、束の直径25cm以内とすること。 ※破碎の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。 釘等は外すこと。
		板材 厚さ6cm、長さ50cm、幅20cm以内に切断すること。結ぶ場合は、破碎の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。 釘等は外すこと。
		繊維類 （天然繊維のものに限る） 衣服、その他の繊維製品などで、資源化可能なものは除く。 横断幕（バナー）、のぼり等の大きなものは、幅、長さとも2m程度に裁断すること。 ※化学繊維は廃プラスチック類として産業廃棄物に該当
		厨芥類 飲食店、社員食堂等から排出される残飯、厨芥類、商店、事務所から排出される茶殻、残飯等、卸小売業から排出される野菜くず、魚介類等 焼却可能な大きさであること。 できる限り水分・油分を除去し、袋詰にする等、臭気や飛沫が外に流れ出さないようにすること。 冷凍されていないこと。
		その他（市の指示による廃棄物） 理容店・美容院等から排出される毛髪等の事業系一般廃棄物

区分	品目	性状及び形状等		
受け入れするもの（粗大ごみ処理施設など）	家庭系ごみ	不燃ごみ	蛍光灯（異形管を含む）、水銀灯	水銀、鉛等の有害物質が含まれるため、他の不燃ごみとは分けて搬入すること。
			白熱電球などの蛍光灯以外の電球	蛍光灯、水銀灯とは分けて搬入すること。
			乾電池 温度計、体温計 血圧計	水銀、鉛等の有害物質が含まれるため、他の不燃ごみとは分けて搬入すること。
			包丁・はさみ ガラス、鏡	
			化粧品のビン	
			食器（せともの、コップ）	
			クリスタルガラス、耐熱ガラス	
			小型電化製品（ミシン、電子レンジ、オーブンレンジ、扇風機、ビデオデッキ、炊飯器等）、ストーブ、ファンヒーター等	小型電化製品は電池を抜くこと。 暖房器具は燃料、電池を抜くこと。
	粗大ごみ		収納ボックス、ポリタンク、ビールケース、プランター等 ヘルメット、パイロン（カラーコーン）等	
			家庭用オルガン、電子ピアノ	
			スチール製物置	解体済みのもの
			ソファー	
			畳（たたみ）	
			たんす、食器戸棚、本箱等の家具	
			ベッド	スプリング入りマットレスを除く。
ふとん、マットレス、絨毯				

区分	品目	性状及び形状等
受け入れするもの（粗大ごみ処理施設など）	不法投棄	破砕処理可能なもの 処理困難物(スプリング入りマットレス、オートバイ、タイヤ等)、リサイクル対象品目(パソコン、家電リサイクル法指定4品目等)を除く。
	火災廃材	木材等 搬入制限：日量4t 長さ、太さなどについての制限なし。ただし、金具などの鉄分は取り除くこと。 植木等については、処理困難な根を除き処理可能な物は受け入れる。(根は受け入れ後腐食するまで何年も露地に放置している現状があるため、多量には受け入れできない。)
	家電製品、中・大型プラスチック類	リサイクル可能な物は除く。 家電リサイクル法指定4品目については、焼損等で再生不能な物は搬入可能。ただし、冷蔵庫については、搬入前にフロンガスの回収を行うこと。 置き場所の確保が必要になることから、事前に搬入量及び日時の調整を行うこと。
	金属類	置き場所の確保が必要になることから、事前に搬入量及び日時の調整を行うこと。
	布団、畳	置き場所の確保が必要になることから、事前に搬入量及び日時の調整を行うこと。
	衣類、小型プラスチック類	そのままの状態では焼却施設のピットへ投入できる物については、搬入量及び日時等の制限なし。
受け入れしないもの	その他（受け入れできないもの）	土砂、石、瓦、ブロック等のセメント製品、便器等の陶器、石膏ボード類、タイル製品、ホーロー製品などは、施設で処理できないため受け入れできない。

※火災廃材の搬入にあたっての注意事項

可燃ごみの基準に合致する物は焼却施設のごみピットへ直接投入すること。
それ以外の物については、粗大ごみ処理施設で破砕等の前処理が必要となるため、別積みして粗大ごみ処理施設へ搬入すること。
不案内な物がある場合は、粗大ごみ処理施設へ搬入し、担当者の確認を経ることとする。

区 分		品 目	性状及び形状等	
受け入れしないもの	家庭系ごみ	処理困難物	廃液類	石油類、塗料類
			土石類	灰・砂・土・コンクリートブロック等
			化学薬品	農薬、殺虫剤等
			ボウリングの玉	
			耐火金庫	
			樹木・木材類	太さ10cm又は長さ50cmを超えるもの
			不燃性の布等	防災布、防火防湿シート等
			タイヤ	自転車等のタイヤを含む。
			ガスボンベ	中身の入ったカセットボンベを含む。
			消火器	
			バッテリー、ソーラーシステム、電気温水器	
			ピアノ	
			自動車部品全般	【例外】金属チェーン、ゴムチェーンは不燃ごみ、スキーキャリアは粗大ごみ、カーステレオ、カーナビ等の取り外し可能な機器は小型電化製品として受け入れをする。
			建設廃材等(改築などに伴う設備機器、材料を含む)	便器、瓦、タイル等の陶磁器製品及び石膏ボード等を含む。
			業務用機器	農業用機器(機械、ビニール等)や事務等で使用されている事務用機器等を含む。
			自転車	
			スプリング入りマットレス	
			硬質陶磁器類	材質が硬く、粗大ごみ処理施設で破砕処理できないもの (原則として、点検ハマー(先の尖った物)で叩いて欠けないものと規定するが、欠けるものでも現物性状により搬入不可となる場合もある。)
			在宅医療廃棄物	注射針等の鋭利なもの 薬品(家庭用薬品でないもの) 感染性又はその恐れがある廃棄物(血液付着物、輸血・透析用チューブ類等)
動物の死体(愛玩動物等)				
オイルヒーター(内蔵のオイルを温めて暖房するもの)				

区 分		品 目	性状及び形状等
受け入れしないもの	家庭系ごみ	家電リサイクル法指定4品目 テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機	
	家庭系ごみ	資源有効利用促進法該当品目 パソコン、ボタン型乾電池、充電式電池	
	家庭系ごみ	二輪リサイクルシステム対象品目 オートバイ (50ccを含む)	

区分	品目	性状及び形状等	
受け入れしないもの	事業系ごみ 産業廃棄物	燃え殻	
		汚泥	
		廃油	
		廃酸	
		廃アルカリ	
		廃プラスチック類	発泡スチロール、発泡トレイ、ビニール類、ペットボトル等を含む。 農業用のビニールシート(マルチ)も該当
		紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの)、出版業(印刷出版を行うもの)、製本業、印刷物加工業に係るもの
		木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、木材・木製品製造業(家具製造を含む)、パルプ製造業に係るもの、輸入木材卸売業・物品賃貸業に係るもの及び貨物の流通のために使用したパレットに係るもの
		繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、繊維工業(衣服、その他繊維製品を除く)に係るもの
		動植物性残さ	食品品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 (魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ及び厨芥類は、事業系一般廃棄物である)
		動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場において解体等の処理をした獣畜、食鳥に係る固形状の不要物
		ゴムくず	天然ゴムくず
		金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等
		ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず	
		鋳さい	
		がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片等
		動物のふん尿	畜産農業に係るもの(畜舎廃水を含む)
		動物の死体	畜産農業に係るもの
		ダスト類(ばいじん)	大気汚染防止法のばい煙発生施設又は産業廃棄物焼却施設からの集じんによるばいじん
		上記廃棄物を処分するために処理したもの	上記廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの